

藤沢市小児医療費助成条例の一部改正について
藤沢市小児医療費助成条例の一部を次のように改正する。

2023年（令和5年）6月8日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市小児医療費助成条例の一部を改正する条例

藤沢市小児医療費助成条例（平成7年藤沢市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する中学校、義務教育学校若しくは特別支援学校の中学部（以下「中学校等」という。）を卒業する日又は同条に規定する中等教育学校の前期課程を修了する日の属する月の末日」を「満18歳に達する日以後の最初の3月31日」に改め、同項ただし書及び各号を削る。

第3条第1項第2号中「被扶養者」を「被保険者又は被扶養者」に改め、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、小児を養育している者がいない小児であって前項各号のいずれかに該当するものを対象者とすることができる。

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の藤沢市小児医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた療養の給付等について適用し、同日前に行われた療養の給付等については、なお従前の例による。

提案理由

この条例を提出したのは、医療費助成の対象者を中学生までから満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで拡大するため、所要の改正をする必要による。